

(第26回コーデックス委員会総会への日本政府提出意見：仮訳)

カドミウムの最大基準値案（ステップ5）に対する日本政府の意見

(経緯)

1. 2001年3月、第33回CCFAC（コーデックス食品添加物・汚染物質部会）は、米、小麦、大豆及び落花生を除く穀物と豆類（成熟、未成熟の両方を含む）に関するカドミウムのガイドラインレベル案を、ステップ8に進めました。また、本部会は、食品中のカドミウムの全ての検討中の最大基準値草案をステップ5に進めました。2001年7月、第24回コーデックス委員会総会は、上記のガイドラインレベル案を最大基準値として採択しましたが、2001年9月、第49回執行委員会の決定では、全般的な食品からの摂取データの検討を行う必要があることを考慮して、上記の最大基準値草案をステップ4に戻しました。2002年3月、第34回CCFACにおいても、上記の最大基準値草案はステップ3に戻されました。また、同部会の決定事項として、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合）に対し、上記の最大基準値草案が提案されている食品の消費に由来するカドミウムの暴露評価（どの程度の量のカドミウムを実際に食品から摂取しているかの推定）及びリスク判定の実施を要請しています。2002年6月第50回執行委員会及び2003年2月第51回執行委員会では、作業を中止することが提案された最大基準値についての検討が行われただけで、それ以外の基準値についての議論は行われませんでした。
2. 2003年3月、第35回CCFACの決定事項は、以下のとおりです。
 - 第26回総会に対して、果実；小麦粒；牛、豚、羊及び鶏の肉；馬肉；茎菜及び根菜（セロリアック及びジャガイモを除く）；葉菜、ハーブ；食用キノコ；セロリアック；その他の野菜（食用キノコ及びトマトを除く）のカドミウムの最大基準値草案を、ステップ5として採択するよう求める。
 - 精米、大豆、軟体動物（頭足類を含む）及び落花生の基準値原案を、ステップ3に戻す。

(日本政府の見解)

3. 我々は、CCFACにおけるカドミウムの最大基準値案の検討は、「食品中の汚染物質と毒素に関する一般規格」第3章3節に規定されているように、JECFAのリスク評価に基づいて行われるべきであると確信しています。我々は、2003年6月の第61回JECFAで行われるカドミウムのリスク評価の実施に必要なデータを提出しています。我々の意見は、第35回CCFACが、第61回JECFAによるカドミウムのリスク評価を待つこととして全ての基準値原案をステップ3に戻すべきであった、ということです。

4. 加えて注意を払わなければならないのは、既に採択されている小麦、米、大豆及び落花生を除く穀物と豆類（成熟、未成熟の両方を含む）の最大基準値については、その採択時においてどの品目が含まれるかが明確にされていないことから、関連する食品分類のコード番号を付するなどといった明確化が必要であるという点です。その結果によっては、CCFAC は現在検討されている最大基準値案の「その他の野菜」に含まれているコード番号を再検討し、修正する必要性が生じることになるでしょう。

（結論）

5. 上記の理由により、我々はコーデックス委員会総会が、以下の措置を取るべきであると考えています。

- ー 果実；小麦粒；牛、豚、羊及び鶏の肉；馬肉；茎菜及び根菜（セロリアック及びジャガイモを除く）；葉菜、ハーブ；食用キノコ；セロリアック；その他の野菜（食用キノコ及びトマトを除く）についてのカドミウムの最大基準値草案を、第 61 回 JECFA によるカドミウムのリスク評価を待つこととしてステップ 3 に戻すこと
- ー CCFAC が、小麦、米、大豆及び落花生を除く穀類と豆類（成熟、未成熟の両方を含む）の最大基準値が適用される食品は何であるのかを明確にすること（カドミウムの最大基準値だけでなく他の汚染物質についても同様）を要請すること

また、我々は、CCFAC が最大基準値を適用する食品群毎に食品コード番号を付加する作業を行う場合には、積極的に協力したいと考えています。